

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築都市局指導部建築審査課】 717
- 北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】 719
- 北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】 720
- 北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の一部を改正する規則【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 721

◇ 告 示

- 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定【建設局総務部管理課】 723
- 通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定及び当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法【建設局総務部管理課】 724
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 725
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 726
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 727
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 729
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 730
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 738
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 761
- 障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 772
- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局地域産業振興部中小企業振興課】 773

- 北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 776

◇ 公 告

- 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】 777
- 都市公園の名称変更【建設局公園緑地部公園管理課】 778
- 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】 779
- 都市公園の廃止【建設局公園緑地部公園管理課】 781
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定【総務企画局政策部政策調整課】 782
- 道路位置の指定【建築都市局指導部建築審査課】 783
- 土砂災害特別警戒区域の公示図書の縦覧【建設局河川部河川整備課】 784

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 私道を変更しようとする場合の手續について定めることにしました。
 - 2 都市計画法の規定による開発行為等に伴い私道を変更し、又は廃止しようとする場合については、手續を簡素化することにしました。
- この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法の一部改正等に伴い、北九州市福祉事務所長事務委任規則において引用する障害者自立支援法の題名等を改めることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

医薬品の製造販売業者等に対する立入検査等の事務についての権限を保健所長に委任することにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の一部を改正する規則

- 1 木造市場防火関連設備設置事業を補助の対象とすることにしました。
 - 2 商店街省エネ型照明設備設置事業を恒久的に対象とすることにしました。
- この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第26号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第4条の8第1項第5号」を「第4条の8第1項第4号」に改める。

第16条の見出し中「私道の」の次に「変更及び」を加え、同条第1項中「私道を」を「私道（以下この条において「私道」という。）を変更し、又は」に、「私道廃止届2通を」を「私道の変更（廃止）申請書正副2通にそれぞれ次に掲げる図書を添えて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定により私道の変更（廃止）申請書を提出する場合その他市長が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 付近見取図

(2) 変更し、又は廃止しようとする私道の敷地及び当該敷地に隣接する土地（以下この項において「私道の敷地等」という。）の地籍図

(3) 私道の敷地等の所有者並びにそれらの土地並びにそれらの土地に所在する建築物及び工作物に関して権利を有する者の承諾書及び印鑑証明書

(4) 私道の敷地等及び私道の敷地等に所在する建物の登記事項証明書及び公図の写し

(5) その他市長が必要と認める図書

第16条第2項を次のように改める。

2 次に掲げるもの（以下この項において「事業等」という。）の工事に着手する部分に存する私道を当該事業等に伴い変更し、又は廃止しようとする場合は、当該事業等を行う者は、私道の変更（廃止）申請書に、当該事業等に係る許可若しくは認可を受けたことを証する書類又は公示書の写し及び当該私道の変更又は廃止の内容を示す図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可を受けた開発行為

(2) 都市計画法第62条第1項（同法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示がされた都市計画事業（同法第4条第7項に規定する市街地開発事業を除く。）

(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業

(4) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業

(5) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示がされた道路の区域内における道路事業第16条に次の1項を加える。

3 市長は、前2項の規定による私道の変更又は廃止をしたときは、その旨を公告するものとする。

第22条第10号を次のように改める。

(10) 私道の変更（廃止）申請書

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第27号

北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市福祉事務所長事務委任規則（昭和38年北九州市規則第30号）の一部を次のように改正する。

本則第30号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、本則第31号から第49号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、本則第50号中「障害者自立支援法第54条第1項」を「障害者総合支援法第54条第1項」に、「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第2号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第1条の2第2号」に改め、本則第51号中「障害者自立支援法第54条第3項」を「障害者総合支援法第54条第3項」に、「障害者自立支援法施行令第1条第2号」を「障害者総合支援法施行令第1条の2第2号」に改め、本則第52号から第55号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、本則第56号中「障害者自立支援法第77条第1項第2号」を「障害者総合支援法第77条第1項第6号」に改め、本則第57号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第28号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成3年北九州市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8項中「第69条第2項及び第3項」を「第69条第1項、第2項及び第4項」に改め、第14項第6号及び第7号を削り、第16項中「第34条第1項」を「第34条」に改め、第17項第3号を削り、第18項第1号中「法律第139号」の次に「。以下この項において「法」という。」を加え、第20項第7号並びに第21項第6号及び第7号を削り、第26項第7号中「第3条第2号」を「第4条第2号」に改め、同項第8号中「第3条の2第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第29号

北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の一部を改正する規則

北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則（昭和51年北九州市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「商店街防火関連設備設置事業」の次に「又は木造市場防火関連設備設置事業」を、「中小企業団体」の次に「及び木造市場出店者団体」を加える。

第3条第1項中「商店街防火関連設備設置事業」の次に「及び商店街省エネ型照明設備設置事業」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、木造市場防火関連設備設置事業に係る補助金の交付を受けることができるものは、木造市場出店者団体（同一の木造市場（市長が別に定めるものに限る。）において事業を営む2以上の者を構成員とする団体をいう。）で、市内に主たる事務所を有し、かつ、市税を滞納していないものとする。

付則第4項及び第5項を削る。

別表第1中

商店街防火関連設備設置事業	商店街における防火又は消火活動上有用な設備（消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定により設置するものを除く。）の設置事業	事業費の100分の50に相当する額（その額が500万円を超えるときは、500万円）以内の額
---------------	---	---

を

商店街防火関連設備設置事業	商店街における防火又は消火活動上有用な設備（消防法（昭和23年法律第186号）第17条の	事業費の100分の50に相当する額（その額が500万円を超えるときは、500万円）以内の
---------------	--	--

	規定により設置するものを除く。以下「防火関連設備」という。)の設置事業	額
木造市場防火関連設備設置事業	木造市場における防火関連設備の設置事業	事業費の100分の50に相当する額又は防火関連設備を設置する店舗の数に20万円を乗じて得た額のいずれか少ない額(その額が500万円を超えるときは、500万円)以内の額
商店街省エネ型照明設備設置事業	共同施設・環境改善施設の設置事業のうち、商店街における省エネルギー型の照明の設置事業(光源のみの取替えを行うものを含む。)で事業費が100万円以上のもの	事業費の100分の50に相当する額(その額が500万円を超えるときは、500万円)以内の額

に

改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市告示第72号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
市道東田前田2号線	北九州市八幡東区東田一丁目3番108から 北九州市八幡東区大字前田1258番15まで
市道安瀬戸畑1号線	北九州市若松区北浜一丁目1番28から 北九州市戸畑区大字戸畑255番195まで
市道中原新池1号線	北九州市戸畑区大字戸畑255番172から 北九州市戸畑区新池三丁目5144番3まで
市道西港町6号線	北九州市小倉北区西港町96番5地先から 北九州市小倉北区西港町97番3地先まで

2 指定する期日 平成25年4月1日

北九州市告示第73号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道東田前田2号線	北九州市八幡東区東田一丁目3番108から 北九州市八幡東区大字前田1258番15まで
市道安瀬戸畑1号線	北九州市若松区北浜一丁目1番28から 北九州市戸畑区大字戸畑255番195まで
市道中原新池1号線	北九州市戸畑区大字戸畑255番172から 北九州市戸畑区新池三丁目5144番3まで

2 指定する期日 平成25年4月1日

3 通行方法

1の指定する道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行すること。道路に隣接する施設等に出入りするために、やむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、縦の長さ0.12メートル以上、横の長さ0.23メートル以上又は縦の長さ0.23メートル以上、横の長さ0.12メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、道路情報を収集し、あらかじめ上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北九州市告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
199	国道199号	前	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.4 ～ 99.2	44,251.6
		後	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.4 ～ 99.2	44,252.2

北九州市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり平成25年3月29日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
199	国道19号	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで

北九州市告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋 健治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
262	柄杓田 大里線	前	北九州市門司区大字柄杓田 1117番地先から 北九州市門司区大里東一丁 目3984番1地先まで	4.0 ～ 37.0	5,800.8
		後	北九州市門司区大字柄杓田 1117番地先から 北九州市門司区大里東一丁 目3984番1地先まで	4.0 ～ 37.0	5,801.4
264	湯川赤 坂線	前	北九州市小倉北区霧ヶ丘三 丁目256番1地先から 北九州市小倉北区赤坂一丁 目186番15地先まで	5.8 ～ 45.5	4,862.2
		後	北九州市小倉北区霧ヶ丘三 丁目256番1地先から 北九州市小倉北区赤坂一丁 目186番15地先まで	5.8 ～ 45.5	4,862.0
25	門司行 橋線	前	北九州市門司区本町3番3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3914番54地先まで	4.0 ～ 97.3	26,564.8

		後	北九州市門司区本町3番3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3914番54地先まで	4.0 ～ 97.3	26,563.4
28	直方行 橋線	前	北九州市八幡西区大字畑2 番地先から 北九州市小倉南区大字新道 寺2831番7地先まで	2.5 ～ 32.5	14,511.0
		後	北九州市八幡西区大字畑2 番地先から 北九州市小倉南区大字新道 寺2831番7地先まで	2.5 ～ 32.5	14,512.1
61	小倉中 間線	前	北九州市小倉南区徳吉西三 丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月 1449番3地先まで	4.2 ～ 48.9	19,103.7
		後	北九州市小倉南区徳吉西三 丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月 1449番3地先まで	4.2 ～ 48.9	19,102.9

北九州市告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり平成25年3月29日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
262	柄杓田大里線	北九州市門司区大字柄杓田1117番地先から 北九州市門司区大里東一丁目3984番1地先まで
264	湯川赤坂線	北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目256番1地先から 北九州市小倉北区赤坂一丁目186番15地先まで
25	門司行橋線	北九州市門司区本町3番3地先から 北九州市小倉南区大字朽網3914番54地先まで
28	直方行橋線	北九州市八幡西区大字畑2番地先から 北九州市小倉南区大字新道寺2831番7地先まで
61	小倉中間線	北九州市小倉南区徳吉西三丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月1449番3地先まで

北九州市告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋 健治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
517	大積柄 杓田1 号線	門司区大字大積638番4地 先から 門司区大字柄杓田552番3 地先まで	10.3 ～ 37.7	2,682.5
518	柄杓田 伊川1 号線	門司区大字柄杓田948番7 地先から 門司区新門司一丁目13番地 まで	10.8 ～ 34.1	3,736.0
3267	大里本 町74 号線	門司区大里本町三丁目6番1 26地先から 門司区大里本町三丁目6番1 27地先まで	8.5	112.7
3268	大里本 町75 号線	門司区大里本町三丁目6番1 20地先から 門司区大里本町三丁目6番1 25地先まで	6.0 ～ 6.1	82.1
3317	足立4 2号線	小倉北区足立一丁目345番 7地先から 小倉北区足立一丁目345番 2地先まで	5.9 ～ 6.0	62.8
3318	高峰町	小倉北区高峰町21番5地先	6.0	59.5

	13号線	から 小倉北区高峰町21番23地 先まで		
3319	大島3 5号線	小倉北区大島二丁目883番 27地先から 小倉北区大島二丁目883番 21地先まで	6.0 ~ 7.5	248.3
3320	上到津 49号 線	小倉北区上到津一丁目121 7番34地先から 小倉北区上到津一丁目121 7番25地先まで	6.0	159.3
3321	上到津 50号 線	小倉北区上到津一丁目121 7番19地先から 小倉北区上到津一丁目121 7番30地先まで	4.0 ~ 4.7	49.0
3322	木町4 7号線	小倉北区木町一丁目701番 39地先から 小倉北区木町一丁目701番 32地先まで	5.0	74.5
3324	東篠崎 30号 線	小倉北区東篠崎三丁目193 番61地先から 小倉北区東篠崎三丁目193 番62地先まで	6.0	146.5
3325	東篠崎 31号 線	小倉北区東篠崎三丁目193 番45地先から 小倉北区東篠崎三丁目193 番48地先まで	6.0	87.3
3326	赤坂4 7号線	小倉北区赤坂二丁目261番 21地先から 小倉北区赤坂二丁目261番 9地先まで	3.1 ~ 3.3	34.5
3329	篠崎9	小倉北区篠崎二丁目254番	4.1	24.1

	4号線	108地先から 小倉北区篠崎二丁目254番 111地先まで		
3330	南丘3 0号線	小倉北区南丘一丁目861番 19地先から 小倉北区南丘一丁目41番1 7地先まで	4.1 ~ 5.4	162.0
1843	葛原高 松6号 線	小倉南区葛原高松一丁目76 7番11地先から 小倉南区大字葛原775番4 地先まで	4.0 ~ 10.0	422.3
2114	志井7 2号線	小倉南区志井二丁目15番3 地先から 小倉南区志井二丁目17番9 4地先まで	3.0 ~ 6.2	181.0
3226	蟻田若 園19 号線	小倉南区蟻田若園二丁目55 3番8地先から 小倉南区蟻田若園二丁目47 4番3地先まで	6.0 ~ 8.0	291.9
4002	湯川2 5号線	小倉南区湯川三丁目241番 8地先から 小倉南区湯川二丁目114番 8地先まで	5.9 ~ 6.3	80.5
4686	合馬2 7号線	小倉南区大字合馬23番1地 先から 小倉南区大字合馬29番1地 先まで	5.2 ~ 11.2	189.1
5078	新道寺 107 号線	小倉南区大字新道寺359番 4地先から 小倉南区大字新道寺362番 17地先まで	4.2 ~ 4.8	102.3
5115	横代北	小倉南区横代北町一丁目13	3.6	107.5

	町 8 0 号線	4 2 番 6 地先から 小倉南区横代北町一丁目 1 3 6 0 番 1 地先まで	~ 4. 0	
5 1 1 6	横代北 町 8 1 号線	小倉南区横代北町一丁目 1 3 4 3 番 4 地先から 小倉南区横代北町一丁目 1 3 4 3 番 3 地先まで	3. 9 ~ 4. 0	52. 8
5 6 4 6	徳力 1 0 9 号 線	小倉南区徳力三丁目 4 4 8 番 3 地先から 小倉南区徳力五丁目 4 9 6 番 2 地先まで	3. 8 ~ 11. 7	307. 2
5 9 8 3	志井 1 1 2 号 線	小倉南区大字志井 1 1 2 1 番 2 地先から 小倉南区大字志井 1 1 0 6 番 1 地先まで	4. 7 ~ 6. 9	27. 9
6 0 6 5	横代北 町 8 8 号線	小倉南区横代北町二丁目 1 0 4 7 番 3 0 地先から 小倉南区横代北町二丁目 8 7 8 番 9 地先まで	3. 9 ~ 5. 6	111. 3
6 0 7 3	新道寺 1 1 1 号線	小倉南区大字新道寺 3 5 8 番 2 地先から 小倉南区大字新道寺 3 5 7 番 1 地先まで	4. 0	28. 4
6 0 9 1	中吉田 1 3 2 号線	小倉南区中吉田六丁目 1 1 8 7 番 1 8 地先から 小倉南区中吉田六丁目 1 1 8 3 番 2 地先まで	3. 9 ~ 5. 1	36. 0
6 0 9 4	横代北 町 8 9 号線	小倉南区横代北町二丁目 1 0 5 8 番 9 地先から 小倉南区横代北町二丁目 1 0 5 9 番 3 3 地先まで	4. 6	24. 1
6 1 0 9	下石田	小倉南区下石田二丁目 9 6 7	6. 1	32. 9

	15号線	番3地先から 小倉南区下石田二丁目119 4番地先まで	~ 8.3	
6133	朽網西 52号 線	小倉南区朽網西三丁目184 9番7地先から 小倉南区朽網西三丁目184 5番8地先まで	5.5 ~ 6.1	65.6
6135	朽網西 54号 線	小倉南区朽網西六丁目390 2番1地先から 小倉南区朽網西六丁目143 2番6地先まで	3.1 ~ 7.4	191.0
6142	重住1 5号線	小倉南区重住二丁目1306 番8地先から 小倉南区重住二丁目1299 番5地先まで	6.1 ~ 13.0	41.0
6144	下曾根 79号 線	小倉南区下曾根三丁目255 0番8地先から 小倉南区下曾根三丁目251 0番3地先まで	4.5 ~ 4.7	73.4
6166	徳吉東 44号 線	小倉南区徳吉東一丁目355 番11地先から 小倉南区徳吉東一丁目355 番10地先まで	6.0 ~ 10.0	72.4
6179	石田南 10号 線	小倉南区石田南一丁目163 番18地先から 小倉南区石田南一丁目163 番23地先まで	6.0 ~ 8.4	212.8
6180	石田南 11号 線	小倉南区石田南一丁目163 番8地先から 小倉南区石田南一丁目163 番1地先まで	4.0	18.8
6181	上吉田	小倉南区上吉田二丁目779	5.0	109.4

	104 号線	番1地先から 小倉南区上吉田二丁目790 番24地先まで	~ 10.3	
6183	朽網西 57号 線	小倉南区朽網西一丁目1番1 地先から 小倉南区朽網西一丁目1番2 0地先まで	5.0 ~ 6.2	120.7
6186	下貫1 8号線	小倉南区下貫三丁目3257 番3地先から 小倉南区下貫三丁目3257 番6地先まで	5.0	25.4
6191	横代8 1号線	小倉南区大字横代301番5 地先から 小倉南区大字横代125番地 先まで	3.9 ~ 4.2	69.9
6192	上吉田 105 号線	小倉南区上吉田二丁目729 番4地先から 小倉南区上吉田二丁目761 番3地先まで	2.9 ~ 5.8	117.3
6193	上吉田 106 号線	小倉南区上吉田二丁目591 番11地先から 小倉南区上吉田二丁目592 番5地先まで	4.5 ~ 4.6	35.7
6194	上吉田 107 号線	小倉南区上吉田二丁目401 番19地先から 小倉南区上吉田二丁目401 番20地先まで	5.0 ~ 5.1	52.3
6195	企救丘 84号 線	小倉南区企救丘五丁目896 番36地先から 小倉南区企救丘五丁目876 番293地先まで	5.2 ~ 6.2	96.8
3857	くきの	若松区くきのうみ中央262	10.0	739.2

	うみ中央1号線	番6地先から 若松区くきのうみ中央221番12地先まで	~ 23.7	
3858	くきのうみ中央2号線	若松区くきのうみ中央267番22地先から 若松区くきのうみ中央1902番8地先まで	9.5 ~ 13.1	60.8
3859	くきのうみ中央3号線	若松区くきのうみ中央267番21地先から 若松区くきのうみ中央1898番2地先まで	4.7	201.4
3860	くきのうみ中央4号線	若松区くきのうみ中央267番19地先から 若松区くきのうみ中央267番20地先まで	4.0 ~ 6.1	104.3
3861	くきのうみ中央5号線	若松区くきのうみ中央1898番30地先から 若松区くきのうみ中央1898番74地先まで	6.0 ~ 6.7	289.3
3862	くきのうみ中央6号線	若松区くきのうみ中央1898番48地先から 若松区くきのうみ中央1898番40地先まで	6.0	97.7
3863	くきのうみ中央7号線	若松区くきのうみ中央1898番64地先から 若松区くきのうみ中央23番22地先まで	6.0	82.3
3864	くきのうみ中央久岐の浜1号線	若松区くきのうみ中央221番1地先から 若松区久岐の浜201番8地先まで	7.0 ~ 14.6	293.2

2098	西丸山町12号線	八幡東区西丸山町799番18地先から 八幡東区西丸山町809番17地先まで	6.0 ～ 6.4	122.0
6861	永犬丸217号線	八幡西区永犬丸一丁目2701番229地先から 八幡西区永犬丸一丁目2701番634地先まで	6.0 ～ 8.5	75.0
6862	永犬丸218号線	八幡西区永犬丸一丁目2701番628地先から 八幡西区永犬丸一丁目2701番621地先まで	6.0 ～ 8.6	50.4
1876	西鞘ヶ谷町26号線	戸畑区西鞘ヶ谷町5番11地先から 戸畑区西鞘ヶ谷町22番2地先まで	6.2 ～ 7.0	431.7

北九州市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
518	柄杓田 伊川1 号線	前	門司区大字柄杓田948番 7地先から 門司区新門司一丁目13番 地まで	11.5 ～ 34.1	3,059.0
		後	門司区大字柄杓田948番 7地先から 門司区新門司一丁目13番 地まで	10.8 ～ 34.1	3,736.0
3202	大里本 町52 号線	前	門司区中町3338番6地 先から 門司区大里本町三丁目33 77番3地先まで	9.0 ～ 9.5	277.8
		後	門司区中町3338番6地 先から 門司区大里本町三丁目33 77番3地先まで	9.0 ～ 9.5	277.8
730	南丘3 号線	前	小倉北区南丘一丁目825 番1地先から 小倉北区南丘一丁目861 番24地先まで	3.8 ～ 11.6	264.4

		後	小倉北区南丘一丁目 8 2 5 番 1 地先から 小倉北区南丘一丁目 8 6 1 番 2 4 地先まで	4.5 ～ 11.6	265.6
7 5 2	都下到 津 2 号 線	前	小倉北区都一丁目 1 0 9 4 番 2 地先から 小倉北区下到津四丁目 1 4 番 2 地先まで	3.0 ～ 19.4	1,043.0
		後	小倉北区都一丁目 1 0 9 4 番 2 地先から 小倉北区下到津四丁目 1 4 番 2 地先まで	2.8 ～ 20.2	1,049.8
1 0 5 9	足立 8 号線	前	小倉北区足立一丁目 3 5 3 番 1 地先から 小倉北区足立一丁目 3 2 7 番 4 地先まで	1.5 ～ 3.3	147.1
		後	小倉北区足立一丁目 3 5 3 番 1 地先から 小倉北区足立一丁目 3 2 7 番 4 地先まで	1.5 ～ 3.3	147.1
1 0 9 3	赤坂 5 号線	前	小倉北区赤坂二丁目 2 7 1 番 1 9 地先から 小倉北区赤坂二丁目 1 9 番 1 地先まで	1.7 ～ 9.3	555.7
		後	小倉北区赤坂二丁目 2 7 1 番 1 9 地先から 小倉北区赤坂二丁目 1 9 番 1 地先まで	1.7 ～ 9.3	555.2
1 3 6 3	大島 3 1 号線	前	小倉北区大島二丁目 9 0 2 番 3 地先から 小倉北区大島二丁目 9 0 0 番 4 地先まで	4.3 ～ 7.9	107.4